

平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 332 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件）の一部改正について

令和元年 10 月  
農 林 水 産 省

## I 趣旨

農産物検査の合理化を図るため、国内産玄米（水稲うるち玄米に限る。以下同じ。）の死米（農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号。以下「規程」という。）第一の二の定義において定める死米をいう。以下同じ。）及び着色粒（規程第一の二の定義において定める着色粒をいう。以下同じ。）の混入割合の測定に際し、穀粒判別器を用いて測定する標準計測方法を新設する。

## II 改正の内容

国内産玄米の死米及び着色粒の混入割合の測定に際し、穀粒判別器を用いて測定する場合の測定方法は、

- ① 試料は、約 1,000 粒の国内産玄米を用いる、
- ② 穀粒判別器を水平な場所に設置し、当該穀粒判別器の使用説明書に従い、測定操作を行う、
- ③ 同一試料について 3 回測定を行い、それぞれの平均値を小数点以下第 1 位まで算出し、これを当該試料の死米及び着色粒の混入割合とすることとする。

また、穀粒判別器は、定期的に精度を点検して使用することとする。

## III 施行期日

公布の日とする。